

# 「生存権裁判」、勝利相次ぐ

生活保護の支給額が引き下げられたのは、憲法に違反するとして訴えた裁判で、引き下げを取り消す判決が続いています。生活保護の支給額について国は、物価の下落などを理由に食費や光熱費など生活費部分の基準額を2013年から2015年にかけて最大10%引き下げました。

青森では裁判長が、国が物価下落率を計算する際に、受給世帯にとって支出の割合が小さい、テレビやパソコンなどの価格下落を参考にしたことなどについて、「統計などの客観的数値との合理的関連性を欠き、判断の過程に過誤・欠落があるものといわざるをえない」として、生活保護の支給額の引き下げを取り消す判決を言い渡しました。

集団訴訟はこれまでに、全国29の地方裁判所で起こされていて判決が出ている17件のうち8件で原告側の訴えが認められています。

弁護士は「全国でこのような勝訴判決が続いているということは、ようやく裁判所が行政に対して、法に基づいて審査をするという、司法の役割をきちんと果たしつつあることを示している」と評価しました。



生活保護基準額の引き下げは生存権を保障する憲法に違反するとして、利用者が減額処分の取り消しを求めた訴訟の判決が24日、青森地裁と和歌山地裁であり、両地裁は処分を取り消しました。同種訴訟は全国29地裁で起こされ、処分取り消しは大阪、熊本、東京、横浜、宮崎の各地裁に続き計7例目。

国は2013～15年、物価下落を理由に、生活保護費のうち生活扶助の基準額を引き下げ、計約670億円を削減しました。青森県では青森市と八戸市を相手に「いのちのとりで裁判」として提訴。青森地裁の鈴木義和裁判長は国の判断について「客観的数値などとの合理的関連性を欠き、専門的知見との整合

性を有しないもので、判断の過程に過誤、欠落がある」と指摘しました。地裁前には県内各地から支援者ら120人余が集まり、勝訴の報に歓声がわき上がり、神覚さん(原告団長)、佐藤明夫さん、郡川恵

美子さんの3人の原告は、拍手で迎えられました。記者会見と報告集会で「生活の苦しさをわかってもらえたことがうれしい」(郡川さん)、「今現在も苦しい。判決を認め、控訴はせず、私たちに手を差し伸べてほしい」(神さん)と語りました。

弁護団の葛西聡弁護士は「減額処分が違法であるという全国でのたたかいは流れに、青森のたたかいは一つ加わったことがうれしい。控訴しないようにと強く求めたい」と語りました。

# 「生活保護減額違法」続く

## 青森・和歌山両地裁判決 処分取り消し計7例

↑「しんぶん赤旗」

→「東京新聞」

# 視点

私はこう見る

桐山桂一



## 生活保護裁判

# 司法の潮目の変化か

帯が必ずしも買うとは言えないテレビやパソコンの価格下落を過大に評価し、消費実態を適切に反映していない可能性がある。同地裁は「指摘しつつ、外部の専門家による検討を経

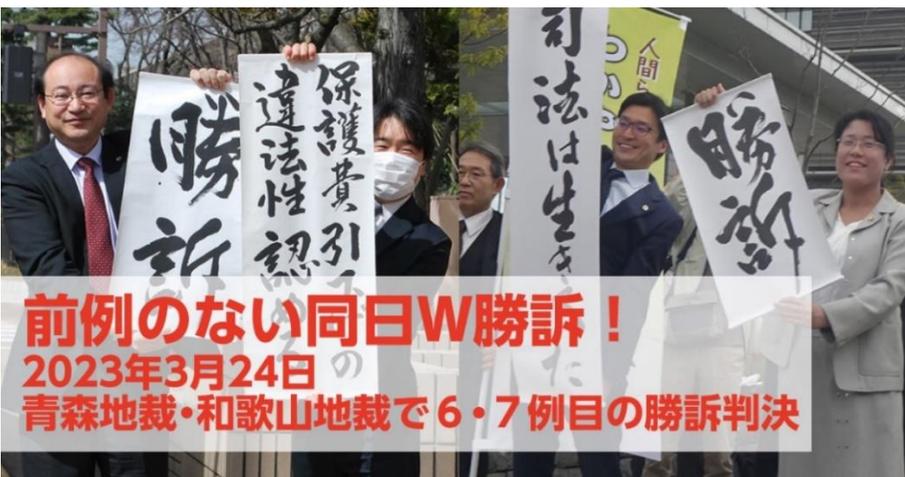
生活が強いられたからだ。裁判にかかわる小久保哲郎弁護士は「一五年と一八年にも引き下げられました。多数世帯の下げ幅が大きく、食事の回数を減らしたり、寒いときも家の中でコートでいた

が多かった。リーマン・ショック後の相談会ときには見られなかった現象で、明らかに一二年からの生活保護パッシングが影響していると思えます」と指摘している。

生活扶助に充当する消費者物価指数の変化率を厚労省は当時「マイナス4.78%」とした。だが、総務省統計局が出した当時の消費者物価の総合指数は「マイナス2.35%」。つまりは厚労省による特異な計算式だったことはもはや明白なのだ。



昨年10月から5連勝！  
2023年3月29日  
さいたま地裁で8例目の勝訴判決



前例のない同日W勝訴！  
2023年3月24日  
青森地裁・和歌山地裁で6・7例目の勝訴判決